

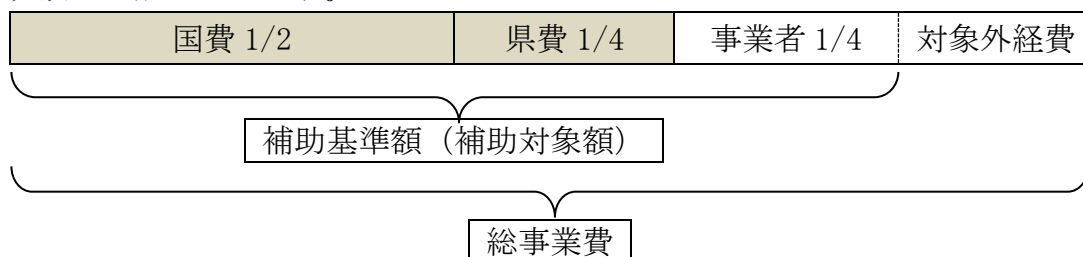
社会福祉施設等施設整備費補助事業に関する留意事項について

令和 8 年 3 月
岐阜県障害福祉課 施設整備係

県では、社会福祉法人等が整備する障がい福祉施設の施設整備等に対して、国の「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（障害者施設）」「次世代育成支援対策施設整備交付金（障害児施設）」の活用により補助金を交付しています。

1 制度の概要

補助基準額の 4 分の 3 が補助金として交付されます。ただし、整備内容に応じて補助額に上限があります。



※「補助基準額」とは、「総事業費」から「補助対象外経費」を除いたものです。

※岐阜市内に整備する場合は、県ではなく岐阜市が補助金を交付しますので、岐阜市へご相談ください。

(補助対象となる事業) ※詳細は要綱等でご確認ください

- ・施設の新設、大規模修繕等（外壁・屋上等防水工事、バリアフリー化工事、エレベーター・非常時用自家発電設備・非常時用給水設備・スプリンクラー等の設備整備・ウイルス性感染症防止のための多床室の個室化 など）

2 補助金の申請（協議）スケジュール

令和 9 年度整備分の社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金の申請は、7 月頃に県障害福祉課ホームページ等によりお知らせし募集を開始します。その後、県においてヒアリングを実施した上で、翌年 3 月（障害児施設は 1 月）までに国へ提出する協議書を作成いただくことになります。（なお、国補正予算が策定される場合は、R 9 年度整備分にエントリーした事業者に対して募集を行います。）

- ・ R 8. 7 月 県障害福祉課により募集開始（計画書の提出依頼）
- ・ 7 月 県障害福祉課への計画書提出期限
- ・ 8 月 県障害福祉課ヒアリング（県庁にて）
- ・ 10 月 県障害福祉課へ国に対する協議書提出
- ・ R 9. 1 月 県から国への協議書提出（障害児施設）
- ・ R 9. 3 月 県から国への協議書提出（障害者施設）
- ・ 4 月 国（県）から補助金採択内示（事業開始～）（障害児施設）
- ・ 7～8 月 国（県）から補助金採択内示（事業開始～）（障害者施設）
- ・ R10. 3 月 事業完了（完了後、補助金交付）

3 補助金の申請（協議）に当たっての注意事項

(1) 補助金交付を確約するものではありません。

国予算状況や申請内容によっては、不採択または申請額どおり採択されない場合があります。

なお、共同生活援助（グループホーム）の整備に係る申請が不採択となった場合には、県が市町村と協力して補助を行う制度があります。

(2) 年度内の事業完了が原則です。

整備開始が可能となるのは、国内示（7～8月頃）後となりますので、それ以降、県による検査完了も含めて年度内に事業が完結するようスケジュールをお考えください。

(3) 地域における障がい福祉サービスのニーズを確認してください。

建設予定地で事業を行うにあたり、定員を満たす利用者ニーズがあるかを確認してください。また、所管市町村とあらかじめ協議（各市町村障害福祉計画等との整合性等）を行ってください。

このため、計画上利用者定員を現状維持としている障害者支援施設の新設はできませんので、ご注意ください。

(4) 建設用地の確保が前提です。

建設予定地に法令（都市計画法、農地法等）上の規制の有無を確認いただき、確保された土地において確実に整備可能であることをあらかじめ確認してください。また、地域住民の方の意向も重要なポイントとなります。

(5) 協議書提出後、事業内容等の変更は原則不可です。

協議書提出後に事業内容、事業費等を変更することはできませんので、あらかじめ十分な精査をお願いします。

(6) 公正、公平な事業執行をお願いします。

補助金の活用にあたっては、各種法令や要綱・要領に基づく適正な事務手続きを行ってください。補助目的の厳守はもちろん、厳正な契約手続きと施工及び適切な書類整備等が求められます。また、国（会計検査院）による検査の対象となります。

(7) 施設等を処分する際には、事前承認が必要です。（下記、「4」参照。）

補助金により整備した施設等の転用、譲渡、取壊し等を行うことになった場合は、あらかじめ国（県）の承認が必要となります。また、処分内容によっては補助金の返還が必要となりますのでご注意ください。

※ 岐阜県ホームページ(下記 URL)で要綱等を公開(「岐阜県整備費補助金」で検索)
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/15445.html>

4 補助金に係る財産処分について

補助事業については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」や「岐阜県補助金等交付規則」の適用を受けることとなり、補助金交付後も適正な管理が必要となります。

【厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準】

ポイント

- 補助金により取得した施設や設備等の財産は、定められた処分制限期間内に事前の承認なく処分することはできません。

(※処分制限期間の例：鉄骨造の共同生活援助事業所…3 4年間)

- 国庫補助を受けて整備した施設・設備等について以下の財産処分を行う場合、厚生労働大臣(東海北陸厚生局長)の承認、県補助を受けて整備した施設・設備等については、岐阜県知事の承認を事前に受けるとともに、補助金返還の可能性があるので必ず御相談ください。

<財産処分の種類>

転 用：補助財産を補助金等の交付の目的以外で使用する事。

譲 渡：補助財産の所有者が替わる事。

交 換：補助財産を第三者が所有する財産と交換する事。

貸 付：補助財産を第三者に貸す事。

取壊し：補助財産の使用を止めて、取り壊す事。

廃 棄：補助財産の使用を止めて、廃棄する事。

※こども家庭庁所管分についても同様です。